

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
がと日
の翌日
の翌日)

目 次

◇告 示 平成10年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)
平成11年度鳥取県一般会計予算等(シ)

告 示

鳥取県告示第三百四十六号

平成十一年二月定例県議会で三月五日議決された平成十年度鳥取県一般会計補正予算、平成十年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県営林業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成十年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、平成十年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計補正予算、平成十年度鳥取県営電気事業会計補正予算、平成十年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、平成十年度鳥取県営埋立事

業会計補正予算及び平成十年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成十一年五月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成10年度鳥取県一般会計補正予算

平成10年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,434,178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,675,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(総統費の補正)

第2条 総統費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1 県 民 税	59,280,706 <small>千円</small>	△ 1,389,165 <small>千円</small>	57,891,541 <small>千円</small>
	2 事 業 税	14,214,974	△ 1,518,930	12,696,044
	3 地 方 消 費 税	15,328,498	951,944	16,280,442
	4 不 動 産 取 得 税	6,616,827	172,823	6,789,650
	5 県 た ば こ 税	2,467,914	△ 379,589	2,088,325
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,005,278	12,374	1,017,652
	7 特 別 地 方 消 費 税	366,618	△ 34,383	362,235
	8 自 動 車 税	772,262	△ 140,432	631,830
	9 敏 区 税	7,919,664	△ 57,720	7,861,944
	10 狩 猟 者 登 録 税	1,195	△ 49	1,146
	11 自 動 車 所 得 税	14,158	△ 485	13,673
	12 軽 油 引 取 税	2,604,580	△ 304,210	2,300,370
	13 入 猟 税	7,928,668	△ 90,698	7,837,970
	14 旧 法 に よ る 税	10,031	78	10,109
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	39	112	151
		13,832,169	△ 1,186,700	12,645,469
		13,832,169	△ 1,186,700	12,645,469

4 地方交付税	1 地方交付税	148,404,838	2,773,707	151,178,545
	2 手数料	148,404,838	2,773,707	151,178,545
6 分担金及び負担金	1 分 担 金	6,934,659	△ 37,497	6,897,162
	2 負 担 金	566,974	24,863	591,837
7 使用料及び手数料	1 使 用 料	6,367,685	△ 62,360	6,305,325
	2 手 数 料	5,657,942	△ 63,833	5,594,109
8 国庫支出金	1 使 用 料	4,590,479	△ 69,482	4,520,997
	2 手 数 料	1,067,463	5,649	1,073,112
9 財 産 収 入	1 国 庫 負 担 金	111,249,245	1,503,281	112,752,526
	2 国 庫 補 助 金	26,986,922	△ 1,093,374	25,893,548
	3 委 託 金	82,706,761	2,705,988	85,412,749
10 寄 附 金	1 財 産 運 用 収 入	1,555,562	△ 109,333	1,446,229
	2 財 産 売 払 収 入	1,133,013	7,017	1,140,030
11 総 入 金	1 財 産 運 用 収 入	816,121	14,639	830,760
	2 財 産 売 払 収 入	316,892	△ 7,622	309,270
10 寄 附 金	1 寄 附 金	1,337,125	32,742	1,369,867
	2 寄 附 金	1,337,125	32,742	1,369,867
11 総 入 金	1 特別会計繰入金	17,108,550	△ 7,666,449	9,442,101
	2 特別会計繰入金	322,383	199,705	522,088

13 諸 収 入	2 基金繰入金	16,786,167	△ 7,866,154	8,920,013
	1 諸 収 入	60,093,863	△ 8,378,281	51,715,582
	2 県 預 金 利 子	151,207	1,219	152,426
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	2,180,768	△ 160,000	2,020,768
	4 貸 付 金 元 利 収 入	49,440,244	△ 8,200,209	41,240,035
	5 受 託 事 業 収 入	1,307,416	△ 145,690	1,161,726
	6 収 益 事 業 収 入	1,713,144	△ 17,675	1,695,469
	8 雑 入	5,159,495	144,074	5,303,569
14 県 債	1 県 債	72,197,000	10,971,000	83,168,000
	合 計	501,109,547	△ 3,434,178	497,675,369
歳 出				
1 議 会 費	1 議 会 費	1,174,234	△ 78,347	1,095,887
	補正前の額	1,174,234	△ 78,347	1,095,887
2 総 務 費	1 議 会 費	1,174,234	△ 78,347	1,095,887
	1 総 務 管 理 費	28,125,684	1,957,620	30,083,304
	2 企 画 費	14,620,534	△ 346,940	14,273,594
3 徴 税 費	2 企 画 費	8,269,683	1,616,268	9,885,951
	3 徴 税 費	2,248,771	△ 89,168	2,159,603
4 市 町 村 振 興 費	4 市 町 村 振 興 費	960,169	961,739	1,921,908
	5 選 挙 費	711,611	△ 56,461	655,150
	6 防 災 費	624,487	△ 92,788	531,699
	7 統 計 調 査 費	405,352	△ 29,969	375,383
	8 人 事 委 員 会 費	135,310	△ 5,061	130,249
	3 民 生 費	37,705,318	742,068	38,447,386
	1 社 会 福 祉 費	24,035,830	816,163	24,851,993
	2 児 童 福 祉 費	11,813,791	△ 103,733	11,710,058
3 生 活 保 護 費	1,852,649	29,638	1,882,287	
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	14,812,620	△ 813,659	13,998,961
	2 環 境 衛 生 費	3,276,755	△ 219,720	3,057,035
	3 保 健 所 費	3,307,860	△ 1,906	3,305,954
	4 医 薬 費	1,787,331	18,937	1,806,268
5 労 働 費	1 公 衆 衛 生 費	6,440,674	△ 610,970	5,829,704
	1 労 政 費	1,284,612	△ 51,453	1,233,159
	2 職 業 訓 練 費	467,290	△ 15,234	452,056
6 農 林 水 産 業 費	2 職 業 訓 練 費	690,582	△ 36,219	654,363
	1 農 業 費	82,239,624	211,831	82,451,455
1 農 業 費	1 農 業 費	18,908,641	894,828	19,803,469

7 商 工 費	2 畜産業費	3,021,020	△	133,988	2,887,032
	3 農地地費	32,736,744		301,026	33,037,770
	4 林業業費	17,591,979	△	690,985	16,900,994
	5 水産業業費	9,981,240	△	159,050	9,822,190
		57,671,993	△	7,896,056	49,775,937
1 商 業 費		42,200,368	△	9,001,330	33,199,038
	2 工 業 費	13,202,749		1,182,666	14,385,415
	3 観 光 費	2,268,876	△	77,392	2,191,484
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	1,060,427	△	10,751	1,049,676
	2 道路橋りょう費	65,417,388		374,370	65,791,758
	3 河川海岸費	28,189,252		769,557	28,958,809
	4 港 湾 費	4,611,579		142,456	4,754,035
	5 都 市 計 画 費	13,079,984	△	61,389	13,018,595
	6 住 宅 費	6,469,045	△	619,472	5,849,573
9 警 察 費		18,442,548	△	151,644	18,290,904
	1 警 察 管 理 費	16,438,686	△	209,182	16,229,504
2 警 察 活 動 費		2,003,862		57,538	2,061,400
		72,176,485	△	1,154,008	71,022,477

11 災 害 復 旧 費	1 教 育 総 務 費	4,229,002	△	275,250	3,953,752
	2 小 学 校 費	24,986,815	△	58,620	24,928,195
	3 中 学 校 費	13,697,415	△	282,771	13,414,644
	4 高 等 学 校 費	17,774,979	△	360,322	17,414,657
	5 特 殊 学 校 費	5,841,070	△	348,916	5,492,154
	6 社 会 教 育 費	2,710,747		221,994	2,932,741
	7 保 健 体 育 費	2,936,457	△	50,123	2,886,334
12 公 債 費		10,463,720	△	1,075,155	9,388,565
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	4,122,445	△	900,313	3,222,132
13 諸 支 出 金	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,341,275	△	174,842	6,166,433
	1 公 債 費	41,679,323		1,208,950	42,888,273
	1 公 營 企 業 支 出 金	50,000		3,656,765	3,706,765
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	6,396,008		182,007	6,578,015
	3 利 子 割 交 付 金	564,619		114,552	679,171
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	6,921,786	△	582,948	6,338,838
5 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	277,633	△	22,242	255,391	
6 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	386,131	△	66,356	319,775	

歳 出	7 自動車取得税交付金	1,755,077	△	214,155	1,540,922
	8 利子割精算金	4,457		3,281	7,738
合 計		501,109,547	△	3,434,178	497,675,369

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	吉成職員住宅建設事業費 知事公舎改築費	509,981	9	336,742	475,650	9	336,742
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
			10	10	173,239		10	138,908
			8	89,100	635,860	8	89,100	
			9	522,500		9	522,500	
			10	44,000		10	24,260	
			1,978,500	9	156,900	1,978,500	9	156,900
			10	975,000		10	962,773	
			11	846,600		11	846,600	
			12	0		12	12,227	
3 民生費	2 児童福祉費	皆成学園整備費	2,971,527	6	10,000	2,968,161	6	10,000
			7	79,500		7	79,500	
			8	543,438		8	543,438	
			9	823,859		9	823,859	
4 衛生費	2 環境衛生費	自然ふれあい館整備費	2,971,527	6	10,000	2,968,161	6	10,000
			7	79,500		7	79,500	
			8	543,438		8	543,438	
			9	823,859		9	823,859	

6 農林水産業費	1 農業費	フラワーパーク整備推進事業費	5,871,000	8	114,000	5,864,752	8	114,000
			9	3,798,000		9	3,798,000	
			10	1,959,000		10	1,952,752	
			399,650	9	221,800	389,865	9	221,800
			10	177,850		10	168,065	
			708,000	9	85,280	619,094	9	85,280
			10	622,720		10	533,814	
			70,000	9	23,940	69,300	9	23,940
			10	46,060		10	45,360	
			4 林業費	とっとり出合いの森センター施設展示工事	708,000	9	85,280	619,094
10	622,720				10	533,814		
70,000	9	23,940			69,300	9	23,940	
10	46,060				10	45,360		

第3表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額	
			千円	円
2 総務費	2 企画費	高度情報化推進費	164,791	
			県民文化会館周辺整備費	33,780
			鉄道対策費	81,111
			同和対策事業費	69,722
3 民生費	1 社会福祉費	在宅福祉推進費	255,291	
			施設福祉推進費	2,253,918

4 港 湾 費	境 港 管 理 組 合 費	3,050
	鳥 取 空 港 整 備 関 連 事 業 費	3,333
5 都 市 計 画 費	米 子 空 港 整 備 促 進 費	48,455
	単 県 街 路 事 業 費	62,200
6 住 宅 費	緊 急 地 方 道 路 整 備 事 業 費	433,160
	地 方 特 定 道 路 整 備 事 業 費	243,200
	日 本 電 信 電 話 等 受 託 事 業 費	2,458
	綜 合 運 動 公 園 整 備 事 業 費	31,200
	公 共 下 水 道 過 疎 代 行 事 業 費	173,100
	都 市 改 造 事 業 費	22,692
	組 合 土 地 区 画 整 理 費	100,000
	公 営 住 宅 建 設 事 業 指 導 監 督 費	1,500
	ま ち づ く り 推 進 事 業 費	170
	指 導 監 督 費	
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	30,200
	2 警 察 活 動 費	49,500
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,113,403
	10 年 耕 地 災 害 復 旧 費	
	10 年 林 道 施 設 災 害 復 旧 費	391,610
	災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費	213,700
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9 年 建 設 災 害 復 旧 費	76,259

計		14,107,824		
更 変				
款	項	事 業 名	金 額	
			補正前 千円	補正後 千円
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	公 園 等 施 設 整 備 事 業 費	73,200	114,750
	3 農 地 費	山 村 振 興 農 林 漁 業 対 策 事 業 費	31,930	559,920
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	県 営 基 幹 水 利 施 設 補 修 事 業 費	19,152	67,546
		県 営 畑 地 帯 綜 合 整 備 事 業 費	282,500	483,740
	2 農 業 費	県 営 13 場 整 備 事 業 費	634,200	924,860
		県 営 土 地 改 良 綜 合 整 備 事 業 費	199,500	317,498
	3 農 地 費	広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業 費	267,817	553,798
		県 営 一 般 農 道 整 備 事 業 費	28,179	33,786
	4 農 地 費	団 体 営 水 環 境 整 備 事 業 費	25,874	27,931
		基 盤 整 備 促 進 事 業 費	80,782	88,646
	5 農 地 費	県 単 土 地 改 良 事 業 費	29,500	105,102
		ふ る さ と 農 道 緊 急 整 備 事 業 費	161,140	218,900
6 農 地 費	県 営 中 山 間 地 域 綜 合 整 備 事 業 費	552,890	746,999	
	県 営 農 業 集 落 排 水 事 業 費	63,000	258,270	
7 農 地 費	8 農 地 費	農 村 綜 合 整 備 事 業 費	47,700	93,737

4 林 業 費	農業集落排水事業費	2,011,163	2,414,504
	県営ため池等整備事業費	102,220	184,288
	県営地すべり対策事業費	54,810	63,052
	県営農業用河川工作物応急対策事業費	81,270	85,292
	林業構造改善事業費	58,842	63,431
	森林組合育成指導費	23,925	24,515
	造林事業費	20,822	156,306
	林道開設事業費	371,268	637,315
	林業地域総合整備事業費	58,200	243,283
	ふるさと林道緊急整備事業費	30,085	785,420
	一般治山事業費	617,908	1,081,268
	地すべり防止事業費	13,910	14,571
	5 水 産 業 費	漁港修築事業費	200,000
漁港改修事業費		97,800	120,800
漁業集落環境整備事業費		113,760	247,780
漁港関係事業助成費		14,472	26,836
道路補修事業費		526,820	757,420
2 道 路 橋 り よ う 費	日本電信電話等受託事業費	3,508	15,044
	道路改良事業費	2,831,400	3,675,340
8 土 木 費			

3 河 川 海 岸 費	舗装新設事業費	40,500	52,920
	橋りょう整備事業費	872,400	1,771,500
	日本電信電話等受託事業費	5,123	8,526
	河川局部改良事業費	170,100	343,642
	河川環境整備事業費	56,700	105,870
	市町村受託事業費	25,443	46,847
	通常砂防事業費	716,800	1,249,396
	火山砂防事業費	166,700	216,800
	急傾斜地崩壊対策事業費	151,080	312,861
	雪崩対策事業費	38,100	133,880
	市町村等受託事業費	36,700	59,754
4 港 湾 費	港湾修築事業費	459,200	551,200
	広域公園整備事業費	299,400	333,900
	公営住宅建設事業費	319,940	388,996
5 都 市 計 画 費			
6 住 宅 費			
2 土 木 災 害 復 旧 費			
11 災 害 復 旧 費			
計		15,207,653	24,080,200

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正		前		補 正		後	
	限度額 千円	起債の方法	限度額 千円	起債の方法	限度額 千円	起債の方法	限度額 千円	起債の方法
財産管理費	180,000		174,000					
社会福祉総務費	407,000		318,000					
児童福祉総務費	902,000		802,000					
環境保全費	1,238,000		1,273,000					
農業総務費	4,917,000		4,587,000					
土地改良費	4,968,000		4,938,000					
農地防災事業費	194,000		211,000					
林業振興指導費	528,000		274,000					
林道費	3,193,000		3,145,000					
治山費	1,925,000		1,938,000					
漁港建設費	2,116,000		2,095,000					
沿岸漁場整備開発費	742,000		708,000					
金融対策費	1,700,000		892,000					
中小企業振興費	1,510,000		1,478,000					
観光費	775,000		744,000					
道路橋りょう総務費	201,000		394,000					

道路維持費	1,352,000		1,907,000				
道路新設改良費	15,666,000		18,385,000				
橋りょう新設改良費	2,154,000		3,232,000				
河川総務費	245,000		267,000				
河川改良費	4,937,000		5,004,000				
砂防費	4,972,000		5,073,000				
海岸保全費	704,000		708,000				
港湾建設費	993,000		1,046,000				
街路事業費	2,956,000		3,273,000				
公園費	604,000		606,000				
高等学校施設整備費	203,000		218,000				
盲聾学校費	27,000		28,000				
社会教育総務費	39,000		0				
体育施設費	1,209,000		1,292,000				
林道施設費	10,000		3,000				
治山施設費	118,000		19,000				
治山施設費	233,000		130,000				
漁港施設費	84,000		0				
建設災害復旧費	1,816,000		1,697,000				

港湾災害復旧費	57,000			0			
空港災害復旧費	10,000		0				
直轄道路事業費	2,745,000		8,174,000				
直轄河川事業費	1,131,000		1,598,000				
直轄海岸保全事業費	114,000		156,000				
直轄砂防事業費	265,000		346,000				
直轄ダム事業費	115,000		123,000				
直轄港湾事業費	73,000		151,000				
直轄災害復旧費	179,000		581,000				
平成10年度県民税等減税補てん償	650,000		1,894,000				
防災総務費	0		15,000				

借入年度から1年すえ、以後29年度間に償還するものとする。県財政その他、他の都合により、償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは償還期間中であつても償還期間中に償還することできる。

老人福祉施設費	0		103,000	同上	同上	同上	還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
交通指導取締費	0		4,000	同上	同上	同上	
養護学校費	0		124,000	同上	同上	同上	
計	72,197,000		83,168,000				

平成10年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,038千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,182,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 収 入	3 集中管理事業収入		千円 1,250,139	△ 74,038	千円 1,176,101
			482,062	△ 74,038	408,024
		合 計	1,256,789	△ 74,038	1,182,751

歳 出		項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費	3 集中管理事業費		千円 1,256,789	△ 74,038	千円 1,182,751
			482,062	△ 74,038	408,024
		合 計	1,256,789	△ 74,038	1,182,751

平成10年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,678,709千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)
第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金	1 国庫補助金			千円 4,358	千円 12,395	千円 16,753
				4,358	12,395	16,753
2 繰 入 金	1 一般会計繰入金			536,360	△ 91,669	444,691
				536,360	△ 91,669	444,691
3 繰 越 金	1 繰 越 金			207,557	277,549	485,106
				207,557	277,549	485,106
4 諸 収 入	1 県預金利子			1,264,058	△ 75,899	1,188,159
				163	1,798	1,961
5 県 債	2 貸付金元利収入			1,263,895	△ 77,697	1,186,198
				618,280	△ 74,280	544,000
	1 県 債			618,280	△ 74,280	544,000
	合 計			2,630,613	△ 48,096	2,678,709

歳 出		款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費			千円 2,630,613	千円 48,096	千円 2,678,709
				2,630,613	48,096	2,678,709
	合 計			2,630,613	48,096	2,678,709

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 618,280	%	千円 544,000	%
計	618,280		544,000	

平成10年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121,783千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 国庫支出金		139,557	△	93,217		46,340
	1 国庫貸付金	139,557	△	93,217		46,340
2 繰入金		79,658	△	49,733		29,925
	1 一般会計繰入金	79,658	△	49,733		29,925

歳入

歳入	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1 繰越金	78,137	71,723	149,860
	4 諸収入			
	1 貸付金元利収入	185,851	△ 50,556	135,295
	2 県預金利子	185,846	△ 52,031	133,815
	3 雑収入		1,122	1,125
	3 雑収入		353	355
合計	合計	483,203	△ 121,783	361,420

歳出

歳出	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付事業費	1 農業改良資金貸付事業費	483,203	△ 121,783	361,420
	合計	483,203	△ 121,783	361,420

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
農業改良資金貸付金	千円 91,217	%	千円 0	%
農地保有合理化促進対策資金貸付金	2,000		0	
計	139,557		46,340	

平成10年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,354千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		千円 53,621	千円 11,025	千円 64,646
	1 繰 越 金	53,621	11,025	64,646
4 諸 収 入		46,379	46,379	0
	1 貸付金元利収入	46,377	46,377	0
	2 県 預 金 利 子	1	1	0
	3 雑 入	1	1	0
歳 入	合 計	105,283	△ 35,354	69,929

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 林業改善資金 貸付事業費		千円 105,283	千円 △ 35,354	千円 69,929
	1 林業改善資金 貸付事業費	105,283	△ 35,354	69,929
歳 出	合 計	105,283	△ 35,354	69,929

平成10年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,813千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		千円 55,310	千円 △ 677	千円 54,633
	1 国 庫 補 助 金	55,310	△ 677	54,633
2 財 産 収 入		2,422	△ 1,720	702
	1 財 産 売 払 収 入	2,275	△ 1,773	502
	2 財 産 運 用 収 入	147	53	200
3 繰 越 収 入 金		256,710	1,314	258,024

4	繰越金	1 一般会計繰入金	256,710	1,314	258,024
		1 繰越金	1	3,608	3,609
5	諸収入	1 繰越金	1	3,608	3,609
		2 雑収入	61,899	14,054	47,845
		2 雑収入	61,796	14,054	47,742
歳入		合計	467,342	11,529	455,813

歳 出

1	県営林事業費	1 職員費	124,126	8,630	115,496
		2 保育事業費	202,283	3,288	198,995
		3 処分事業費	1,011	20	991
		5 管理事業費	26,731	301	27,032
		2 公債費	113,091	108	113,199
		1 公債費	113,091	108	113,199
歳出		合計	467,342	11,529	455,813

平成10年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,283千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425,505千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)
- 第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

1	使用料及び手数料	1 使用料	197,832	18,915	178,917
		1 一般会計繰入金	168,500	26,482	142,018
2	繰入金	1 繰越金	1	75	76
		1 雑収入	29,105	4,719	33,824
3	繰越金	1 繰越金	1	75	76
		1 雑収入	29,105	4,719	33,824
4	諸収入	1 雑収入	29,105	4,719	33,824
		1 国庫補助金	36,350	680	35,670
5	国庫支出金	1 国庫補助金	36,350	680	35,670
		1 雑収入	29,105	4,719	33,824
6	県債	1 国庫補助金	36,350	680	35,670
		1 雑収入	29,105	4,719	33,824

	1 県	債	0	35,000	35,000
歳 入	合 計		431,788 △	6,283	425,505

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1 事 業 費			311,179 △	6,283	304,896
		1 事 業 費	311,179 △	6,283	304,896
		合 計	431,788 △	6,283	425,505

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の方法 利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
魚市場事業費	0		35,000	10%以内 借入年度から1年ずつ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他により置き及ぶ償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは償還期間中

									できる。
計	0				35,000				あっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

平成10年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,643千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	入 金	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1 繰 入		1 一般会計繰入金	1,628	13	1,641
2 繰 越 金			40,861	48,067	88,928

3 諸 収 入	1 繰 越 金	40,861	48,067	88,928
	1 貸付金元利収入	59,141	△ 48,067	11,074
歳 入	合 計	59,139	△ 48,067	11,072
	合 計	101,630		101,643

1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	補正前の額	補 正 額	計
		千円 101,630	千円 13	千円 101,643
歳 出	合 計	101,630	13	101,643

平成10年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,882千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,288,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 分担金及び負担金	1 負担金	補正前の額	補 正 額	計
		千円 956,206	千円 △ 36,097	千円 920,109
3 国庫支出金	1 国庫補助金	837,500	△ 500	837,000
		837,500	△ 500	837,000
4 繰 入 金	1 一般会計繰入金	351,230	△ 45,580	305,650
		351,230	△ 45,580	305,650
5 繰 越 金	1 繰 越 金	1	17,000	17,001
		1	17,000	17,001
6 諸 収 入	1 雑 入	25,305	2,295	27,600
		25,305	2,295	27,600
7 県 債	1 県 債	177,000	4,000	181,000
		177,000	4,000	181,000
歳 入	合 計	2,347,245	△ 58,882	2,288,363

1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設費	補正前の額	補 正 額	計
		千円 2,078,483	千円 △ 54,810	千円 2,023,673
		1,356,436	△ 75,516	1,280,920

2 公債費	2 流域下水道管理費	722,047	20,706	742,753
	1 公債費	268,762	4,072	264,690
歳出	合計	2,347,245	58,882	2,288,363

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	流域下水道事業費	84,600
	計		84,600

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
流域下水道事業費	177,000	%	181,000	%
計	177,000		181,000	

平成10年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,876千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,388千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料		24,471	2,471	22,000
			24,471	2,471	22,000
2 財産収入	1 財産運用収入		176,791	163,041	13,750
			20	13,730	13,750
3 繰入金	2 財産売却収入		176,771	176,771	0
			24,000	153,540	177,540
4 繰越金	1 繰越金		24,000	153,540	177,540
			1	812	813
5 諸収入	1 雑収入		1	8,284	8,285
			1	8,284	8,285
歳入	合計		265,264	2,876	262,388

歳出

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費	1 事業費		265,264	2,876	262,388
			265,264	2,876	262,388
歳出	合計		265,264	2,876	262,388

平成10年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,147千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ313,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 8,200	千円 857	千円 9,057
	1 国庫委託金	8,200	857	9,057
2 財産収入		18,270	△ 7,068	11,202
	1 財産売却収入	18,270	△ 7,068	11,202
4 諸収入		2,878	64	2,942
	1 雑収入	2,878	64	2,942
歳 入	合 計	319,910	△ 6,147	313,763

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習費		千円 319,910	千円 △ 6,147	千円 313,763
	1 県立学校水産実習費	319,910	△ 6,147	313,763
歳 出	合 計	319,910	△ 6,147	313,763

平成10年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計補正予算

平成10年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,350	千円 △ 850	千円 500
	1 負担金	1,350	△ 850	500
2 繰入金		1,350	△ 850	500
	1 一般会計繰入金	1,350	△ 850	500
歳 入	合 計	2,700	△ 1,700	1,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中海地区新産業都市建設協議会費		千円 2,700	千円 △ 1,700	千円 1,000
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,700	△ 1,700	1,000
歳 出	合 計	2,700	△ 1,700	1,000

平成10年度鳥取県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成10年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成10年度鳥取県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(2) 袋川発電所調査費 11,816千円 113千円 11,929千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額60,987千円は過年度分損益勘定留保資金655,330千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,657千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出額の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支出

第1款 資本的支出 660,874千円 113千円 660,987千円

第1項 建設改良費 120,733千円 113千円 120,846千円

平成10年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成10年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)

第2条 平成10年度鳥取県営工業用水道事業会計予算第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額37,451千円は当年度分損益勘定留保資金31,768千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,683千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出額の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支出

第1款 資本的支出 256,072千円 975千円 257,047千円

第1項 建設改良費 231,971千円 975千円 232,946千円

平成10年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成10年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成10年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区分) (既決予定量) (補正予定量) (計)

(1) 境港外港竹内地区 3.8ヘクタール △0.9ヘクタール 2.9ヘクタール

埋立地売却面積

(収益的収入および支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入

第1款 埋立事業収益 1,057,336千円 △271,893千円 785,443千円

第1項 営業収益 1,056,890千円 △271,893千円 784,997千円

支出

第1款 埋立事業費 1,161,075千円 △394,898千円 766,177千円

第1項 営業費用 1,161,065千円 △394,898千円 766,167千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額30,827千円は、当年度分損益勘定留保資金30,827千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	0千円	3,656,765千円	3,656,765千円
第1項 他会計からの長期借入金	0千円	3,656,765千円	3,656,765千円
支 出			
第1款 資本的支出	30,827千円	3,656,765千円	3,687,592千円
第1項 建設改良費	30,827千円	3,656,765千円	3,687,592千円

平成10年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成10年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成10年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	15,127,080千円	△ 3,547千円	15,123,533千円
第2項 医業外収益	2,012,964千円	△ 3,547千円	2,009,417千円
支 出			
第1款 病院事業費用	15,740,699千円	50,072千円	15,790,771千円
第1項 医業費用	15,251,267千円	53,618千円	15,304,885千円
第2項 医業外費用	469,406千円	△ 3,546千円	465,860千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額240,802千円は過年度分損益勘定留保資金240,802千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	3,300,041千円	△226,853千円	3,073,188千円
第1項 出 資 金	890,982千円	△ 3,757千円	887,225千円
第2項 他会計からの借入金	1,746,059千円	△137,046千円	1,609,013千円
第3項 企 業 債	663,000千円	△106,000千円	557,000千円
第4項 補 助 金	0千円	19,950千円	19,950千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,403,797千円	△ 89,807千円	3,313,990千円
第1項 建設改良費	701,375千円	△ 89,807千円	611,568千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「663,000千円」を「557,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,884,486千円	53,618千円	7,938,104千円

鳥取県告示第三四四十七号

平成十一年二月定例県議会が三月五日議決された平成十一年度鳥取県一般会計予算、平成十一年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県収入証紙特別会計予算、平成十一年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県営林事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算、平成十一年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、平成十一年度鳥取県

県立学校水産実習船実習特別会計予算、平成十一年度鳥取県営電気事業会計予算、平成十一年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、平成十一年度鳥取県埋立事業会計予算及び平成十一年度鳥取県営病院事業会計予算は、次のとおりである。

平成十一年五月十四日

鳥取県知事 片 山 肇 伸

平成11年度鳥取県一般会計予算

平成11年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ433,559,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県	税	千円 54,709,371
1 県	民 税	12,482,830
2 事	業 税	12,525,812
3 地	方 消 費 税	7,029,836
4 不	動 産 取 得 税	2,431,552
5 県	た ば こ 税	1,215,566
6 ゴ	ル ン プ 場 利 用 税	333,433
7 特	別 地 方 消 費 税	689,111
8 自	動 車 税	8,065,605
9 釵	区 税	1,184
10 狩	猟 者 登 録 税	13,783
11 自	動 車 取 得 税	2,372,932
12 軽	油 引 取 税	7,537,871
13 入	猟 税	9,856

2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金		12,078,905
	1 地方消費税清算金		12,078,905
3 地方譲与税	1 地方道路譲与税		1,499,408
	2 石油ガス譲与税		1,324,259
	3 航空機燃料譲与税		167,622
4 地方特例交付金	3 航空機燃料譲与税		7,527
	1 地方特例交付金		380,000
5 地方交付税	1 地方特例交付金		380,000
	1 地方交付税		151,423,000
6 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税		151,423,000
	1 交通安全対策特別交付金		270,000
7 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金		270,000
	1 分担金		4,678,591
	2 負担金		351,140
8 使用料及び手数料	2 負担金		4,327,451
	1 使用料		5,762,124
9 国庫支出金	1 使用料		4,441,804
	2 手数料		1,320,320
9 国庫負担金	1 国庫負担金		79,112,677
	1 国庫負担金		25,663,956
10 財産収入	2 国庫補助金		52,313,349
	3 委託金		1,134,997
	1 財産運用収入		1,135,372
11 寄附金	2 財産売却収入		870,325
	1 財産売却収入		264,672
12 繰入金	2 寄附金		264,672
	1 寄附金		7,909
13 繰越金	1 寄附金		7,909
	1 特別会計繰入金		14,021,075
14 諸収入	2 基金繰入金		311,075
	1 基金繰入金		13,710,000
1 繰越金	1 繰越金		100,000
	1 繰越金		100,000
1 延滞金、加算金及び過料	1 繰越金		100,000
	1 延滞金、加算金及び過料		55,732,943
2 県預金利子	1 延滞金、加算金及び過料		94,239
	2 県預金利子		176,668
3 公営企業貸付金元利収入	3 公営企業貸付金元利収入		1,962,737
	3 公営企業貸付金元利収入		1,962,737
4 貸付金元利収入	4 貸付金元利収入		46,202,101
	4 貸付金元利収入		46,202,101
5 受託事業収入	5 受託事業収入		654,311
	5 受託事業収入		654,311
6 収益事業収入	6 収益事業収入		1,729,363
	6 収益事業収入		1,729,363
7 利子割精算金収入	7 利子割精算金収入		9,434
	7 利子割精算金収入		9,434

15 県 債	8 雑 入	4,904,090
	1 県 債	52,648,000
歳 入	合 計	433,559,000

歳 出	款	項	金 額
			千円
1 議 会 費	1 議 会 費	1 議 会 費	1,137,394
		2 総 務 費	32,316,664
		1 総 務 管 理 費	15,607,442
		2 企 画 費	9,577,127
		3 徴 税 費	2,146,915
		4 市 町 村 振 興 費	2,780,753
		5 選 挙 費	479,347
		6 防 災 費	919,173
		7 統 計 調 査 費	497,424
		8 人 事 委 員 会 費	134,508
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	9 監 査 委 員 会 費	173,975
		1 社 会 福 祉 費	23,229,863
		37,024,779	

4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	11,991,028		
		3 生 活 保 護 費	1,799,589	
		4 災 害 救 助 費	4,299	
		12,331,175		
		1 公 衆 衛 生 費	2,805,431	
			2 環 境 衛 生 費	1,714,153
			3 保 健 所 費	1,755,108
			4 医 薬 費	6,056,483
		5 勞 働 費	1,269,889	
			1 勞 政 費	461,730
2 職 業 訓 練 費	680,156			
6 農 林 水 産 業 費	128,003			
	54,467,500			
	1 農 業 費	11,782,192		
7 商 工 費	2,662,198			
	21,984,850			
	12,843,560			
1 商 業 費	5,194,700			
	48,842,831			
		41,240,724		

8 土 木 費	2 工 鉱 業 費	6,533,346
	3 観 光 費	1,068,761
	1 土 木 管 理 費	1,130,217
	2 道 路 橋 りょう 費	48,857,279
	3 河 川 海 岸 費	18,869,178
	4 港 灣 費	3,235,850
	5 都 市 計 画 費	8,753,093
9 警 察 費	6 住 宅 費	3,844,795
	1 警 察 管 理 費	18,714,716
	2 警 察 活 動 費	16,443,016
10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	2,271,700
	1 教 育 総 務 費	74,052,825
	2 小 学 校 費	3,741,135
	3 中 学 校 費	25,391,398
	4 高 等 学 校 費	13,559,872
	5 特 殊 学 校 費	19,126,356
	6 社 会 教 育 費	5,631,414
11 災 害 復 旧 費	7 保 健 体 育 費	2,305,375
	4 3 歳 以 下 児 童 保 健 費	4,297,275
12 公 債 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	6,397,192
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,540,208
	1 公 債 費	3,856,984
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
	1 公 債 費	46,262,134
13 諸 支 出 金	1 公 債 費	15,901,489
	1 公 債 費	15,901,489
	1 公 債 費	15,901,489
	1 公 債 費	15,901,489
	1 公 債 費	15,901,489
	1 公 債 費	15,901,489
	1 公 債 費	15,901,489
	1 公 債 費	15,901,489
14 予 備 費	1 公 債 費	56,900
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	6,966,576
	3 利 子 割 交 付 金	649,833
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	6,056,601
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	233,403
	6 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	344,556
	7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,589,175
	8 利 子 割 精 算 金	4,445
歳 出 合 計	1 予 備 費	150,000
	1 予 備 費	150,000
歳 出 合 計		433,559,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2	総務費	1 総務管理費	職員公舎建設事業費 411,272	11	81,648
				12	329,624
9	警察費	1 警察管理費	警察学校生徒寮建設費 747,246	11	148,635
				12	598,611

第3表 債務負担行為
新規

事	項	期	間	限	度	額
第二庁舎耐震補強基本・実施設計委託		平成12年度				64,804
専修学校等奨学資金貸付金		平成12年度から 平成14年度まで				23,232
介護福祉士等修学資金貸付金		平成12年度				3,456
看護学生等修学資金貸付金		平成12年度から 平成14年度まで				69,792
財団法人鳥取県環境管理事業センター 安全対策費等貸付金		平成12年度				140,065
財団法人鳥取県環境管理事業センター 安全確認調査費等貸付金		平成12年度				73,155
東部総合事務所防災行政無線機器製作費		平成12年度				48,373
中小企業設備貸与事業に関する損失補償		平成11年度から 平成23年度まで				

創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成11年度から 平成23年度まで	特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に對して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額
新産業創造支援資金貸付事業に関する損失補償	平成11年度から 平成25年度まで	新産業創造支援資金500,000千円について、鳥取県信用保証協会が保証債務を履行したことにより受けた損失に對し、財団法人鳥取県工業技術振興協会がその2分の1以内の金額を限度として損失補償した金額
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成11年度から 損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本556,539千円について損失補償契約に定める最終償還期日において鳥取県信用農業協同組合連合会が弁済を受けることができなかった元利金合計額(遅延損害金を含む。)に相当する金額
農業近代化資金等利子補給	平成12年度から 平成36年度まで	410,022
やる気農業バックアップ資金利子補給	平成12年度から 平成31年度まで	462
農業経営基盤強化資金利子補給	平成12年度から 平成36年度まで	34,675
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成12年度から 平成26年度まで	68,904
自作農維持資金利子補給	平成12年度から 平成31年度まで	2,593
中山間地域経営改善・安定資金利子補給	平成12年度から 平成18年度まで	1,152
果樹災害対策利子補給補助	平成12年度	1,338
水田営農体制強化事業補助	平成12年度	108,868
預託用肥育家牛導入資金利子補給	平成12年度から 平成13年度まで	33,600

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区(3号橋)上部工工事	平成12年度	148,000
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区(5号橋)上部工工事	平成12年度	171,000
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入3期地区(9号橋)下部工工事	平成12年度	230,000
ふるさと農道緊急整備事業東伯中央地区(1-1号橋)上部工工事	平成12年度	187,000
ふるさと農道緊急整備事業東伯中央地区(1-2号橋)上部工工事	平成12年度	245,000
ふるさと農道緊急整備事業第2南大山区(1号橋)橋脚工工事	平成12年度	116,000
ふるさと農道緊急整備事業第2南大山区(2号橋)下部工工事	平成12年度	134,000
乾しいたけ価格安定対策事業補助	平成11年度	32,934
森林整備活性化利子補給事業補助	平成12年度から平成40年度まで	94,875
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	平成11年度から平成12年度から 損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本706,574千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	平成12年度から平成30年度まで	129,271
漁業経営維持安定資金利子補給	平成12年度から平成21年度まで	23,320
漁業経営再建資金利子補給	平成12年度から平成21年度まで	5,214
漁業経営安定資金利子補給	平成12年度から平成26年度まで	65,326
資源管理型漁業経営安定資金利子補給	平成12年度から平成23年度まで	8,113
平成3年度先行取得に係る一般国道53号河原道路用地先行取得事業費	平成11年度から平成12年度まで	143,000
主要地方道西伯根雨瀬広域ネットワーク形成事業(西伯町)(東上1号橋上部工)	平成12年度	400,000
一般県道伎原青谷線道路改良工事(善田橋上部工)	平成12年度	190,000

一般国道53号との交差に伴う一般国道482号の建設工事に係る建設省負担金(福本2号橋)	平成12年度	100,000
一般国道482号橋りょう整備工事(福本2号橋)	平成12年度	260,000
一般国道482号橋りょう整備工事(福見1号橋)	平成12年度	300,000
主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事(千代橋上部工)	平成12年度から平成13年度まで	850,000
主要地方道岸本江府線緊急地方道路整備工事(橋りょう)(袋原3号橋上部工)	平成12年度	350,000
主要地方道岸本江府線緊急地方道路整備工事(橋りょう)(小林橋上部工)	平成12年度	740,000
公共下水道過疎代行事業水処理施設工事	平成12年度	368,000
基幹河川改修事業私都川事業用地購入費	平成12年度から平成15年度まで	150,000
東郷ダム取水放流設備工事	平成12年度から平成14年度まで	498,000
公営住宅建設事業費	平成12年度	566,859
優良分譲住宅購入資金利子補給	平成12年度から平成17年度まで	80,005
優良木造住宅購入資金利子補給	平成12年度から平成17年度まで	29,500
育英奨学生貸付金	平成12年度から平成18年度まで	157,644
進学奨励資金貸付金	平成12年度から平成15年度まで	226,956

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	152,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて	10%以内	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又

			起債することができる。		は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計 画 調 査 費	4,322,000	同 上	同上	同上	同上
防 災 総 務 費	377,000	同 上	同上	同上	同上
老 人 福 祉 施 設 費	570,000	同 上	同上	同上	同上
児 童 福 祉 総 務 費	1,219,000	同 上	同上	同上	同上
環 境 保 全 費	234,000	同 上	同上	同上	同上
農 作 物 対 策 費	1,162,000	同 上	同上	同上	同上
土 地 改 良 費	4,475,000	同 上	同上	同上	同上
農 地 防 災 事 業 費	92,000	同 上	同上	同上	同上
林 道 費	2,804,000	同 上	同上	同上	同上
治 山 費	1,185,000	同 上	同上	同上	同上
漁 港 建 設 費	1,047,000	同 上	同上	同上	同上
沿 岸 漁 場 整 備 開 発 費	319,000	同 上	同上	10 以内	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすること

				ができるものとする。
金 融 対 策 費	1,800,000	同 上	同上	同上
中 小 企 業 振 興 費	1,288,000	同 上	同上	同上
道 路 橋 り よ う 総 務 費	492,000	同 上	同上	同上
道 路 維 持 費	1,019,000	同 上	同上	同上
道 路 新 設 改 良 費	10,842,000	同 上	同上	同上
橋 り よ う 維 持 費	720,000	同 上	同上	同上
橋 り よ う 新 設 改 良 費	1,423,000	同 上	同上	同上
河 川 総 務 費	172,000	同 上	同上	同上
河 川 改 良 費	2,553,000	同 上	同上	同上
砂 防 費	3,219,000	同 上	同上	同上
海 岸 保 全 費	249,000	同 上	同上	同上
港 湾 建 設 費	386,000	同 上	同上	同上
街 路 事 業 費	2,198,000	同 上	同上	同上
公 園 費	641,000	同 上	同上	同上
下 水 道 費	47,000	同 上	10 以内	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすること

高等学校施設整備費	114,000	同	上	同上	同	上	し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。
社会教育総務費	105,000	同	上	同上	同	上	
体育施設費	2,084,000	同	上	同上	同	上	
林道施設災害復旧費	29,000	同	上	同上	同	上	
治山施設災害復旧費	106,000	同	上	同上	同	上	
治山施設等災害関連事業費	195,000	同	上	同上	同	上	
漁港施設災害復旧費	84,000	同	上	同上	同	上	
建設災害復旧費	1,019,000	同	上	同上	同	上	
港湾災害復旧費	58,000	同	上	同上	同	上	
空港災害復旧費	11,000	同	上	同上	同	上	
直轄道路事業費	1,752,000	同	上	同上	同	上	
直轄河川事業費	760,000	同	上	同上	同	上	
直轄海岸保全事業費	103,000	同	上	同上	同	上	
直轄砂防事業費	224,000	同	上	同上	同	上	
直轄ダム事業費	329,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて	10以内				

		起債することができる。	は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。
直轄港湾事業費	110,000	同	同上
直轄災害復旧費	249,000	同	同上
平成11年度県民税等減税補てん償	309,000	同	同上
計	52,648,000		

平成11年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,105,877千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	621,289
	2 自動車管理事業収入	19,960
	3 集中管理事業収入	461,597
	計	1,102,846
2 繰越金		3,031

	1 繰 越 金	3,031
歳 入	合 計	1,105,877

歳 出	款 項	金 額
1 事 業 費		千円
		1,105,877
	1 用 品 調 達 事 業 費	624,319
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	19,961
	3 集 中 管 理 事 業 費	461,597
歳 出	合 計	1,105,877

平成11年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成11年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,217,225千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入		千円
			4,176,113
2 繰 越 金	1 証 紙 収 入		4,176,113
			41,112

	1 繰 越 金	41,112
歳 入	合 計	4,217,225

歳 出	款 項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金		千円
		4,216,225
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,216,225
2 諸 支 出 金		1,000
	1 債 還 金	1,000
歳 出	合 計	4,217,225

平成11年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,455千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
歳 入	1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	千円 4,042
			4,042
	2 繰 越 金	繰 越 金	47,163
			47,163
	3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	104,250
			575
			102,833
			842
155,455			
155,455			
合 計			

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 155,455
		155,455
合 計		155,455

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修 学 資 金 等 貸 付 金	平成12年度から		千円 127,998
	平成15年度まで		

平成11年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,745,562千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
歳 入	1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	千円 84,268
			94,268
	2 繰 越 金	繰 越 金	350,686
			350,686
	3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入	1,135,878
			292
			1,135,586
	4 県 債	1 県 債	164,730
164,730			

歳入	合計	1,745,562
----	----	-----------

歳出	款	項	金額
1	中小企業近代化資金貸付事業費		千円 1,745,562
		1	中小企業近代化資金貸付事業費
	歳出	合計	1,745,562

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 164,730	中小企業事業団の定める方法による。	4.1%以内	中小企業事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	164,730			

平成11年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ238,896千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表

地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額	
1	国庫支出金	1	国庫貸付金	千円 3,105	
			2	繰入金	9,635
			3	繰越金	45,134
			4	諸収入	181,022
2	繰入金	1	貸付金元利収入	181,017	
			2	県預金利子	3
			3	雑入	2
			合計	238,896	
歳入		合計		238,896	

歳出		款	項	金額
1	農業改良資金貸付事業費	1	農業改良資金貸付事業費	千円 238,896
			合計	238,896
歳出		合計		238,896

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	3,105 千円	政府の定める方法による。	無利子 [%]	農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第20条第2項に定める方法による。
計	3,105			

平成11年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,178千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,178
		千円
2 繰 越 金	1 繰 越 金	72,301
		72,301
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	27,699
		27,697

歳 入	県 預 金 利 子	
	2 雑 入	1
合 計	3	102,178

歳 出

款	項	金 額	
		1 林業改善資金貸付事業費	千円
1 林業改善資金貸付事業費	1 林業改善資金貸付事業費	102,178	
		102,178	
合 計		102,178	

平成11年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ390,973千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		25,610
	1 国庫補助金	25,610
2 財産収入		5,151
	1 財産売払収入	4,951
	2 財産運用収入	200
3 繰入金		254,479
	1 一般会計繰入金	254,479
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		49,732
	1 受託事業収入	103
	2 雑収入	49,629
6 県債		56,000
	1 県債	56,000
歳入合計		390,973
歳出		
款	項	金額
1 県営林事業費		266,401

職員	費用	金額
1 職員		120,484
2 保育事業	費用	113,179
3 処分事業	費用	3,120
4 公有林野分収造林事業	費用	100
5 管理事業	費用	29,518
2 公債	費用	124,572
	1 公債	124,572
歳出合計		390,973

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	56,000 千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10% 以内	借入年度から35年すえ置き、その後15年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	56,000			

平成11年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,994千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		177,211
	1 使用料	177,211
2 繰入金		144,642
	1 一般会計繰入金	144,642
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		29,140
	1 雑収入	29,140
歳入	合計	350,994
歳出		
	1 事業費	235,145

235,145

115,849

115,849

350,994

平成11年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,590千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,588
	1 一般会計繰入金	1,588
2 繰越金		67,472
	1 繰越金	67,472
3 諸収入		32,530
	1 貸付金元利収入	32,528
	2 県預金利子	1

1,588

1,588

67,472

67,472

32,530

32,528

1

	3 雑	入	1
歳 入	合 計		101,590

歳 出	款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 101,590
			101,590
		合 計	101,590

平成11年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,524,047千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金	1 負担金	千円 845,476
	1 負担金	845,476
2 使用料及び手数料	1 使用料	4
	1 使用料	4
3 国庫支出金	1 国庫補助金	250,850
	1 国庫補助金	250,850
4 繰 入 金	1 一般会計繰入金	340,528
	1 一般会計繰入金	340,528
5 繰 越 金	1 繰越金	1
	1 繰越金	1
6 諸 収 入	1 雑 入	27,188
	1 雑 入	27,188
7 県 債	1 県 債	60,000
	1 県 債	60,000
歳 入	合 計	1,524,047

歳 出		款	項	金 額
1	流 域 下 水 道 事 業 費			千円 1,243,027
		1	流 域 下 水 道 建 設 事 業 費	489,866
		2	流 域 下 水 道 管 理 事 業 費	753,161
2	公 債 費			281,020
		1	公 債 費	281,020
歳 出 合 計				1,524,047

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天 神 川 流 域 下 水 道 事 業 費	千円 60,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えるものとする。
計	60,000			

平成11年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成11年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,050,733千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1	使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	千円 20,630
		1 財 産 運 用 収 入	20,630
		2 財 産 売 払 収 入	980,101
2	財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	20
		2 財 産 売 払 収 入	980,081
3	繰 上 償 還 金	1 一 般 会 計 繰 上 償 還 金	6,000
			6,000
4	繰 越 金	1 繰 越 金	1
			1

5 諸 収 入	雑 入	1
	入	1
6 県 債	1 県 債	44,000
	債	44,000
歳 入	合 計	1,050,733

1 事 業 費	1 事 業 費	1,050,733
	費	1,050,733
歳 出	合 計	1,050,733

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	44,000 千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10% 以内	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行うことができるものとする。
計	44,000			

平成11年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成11年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,828千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入		90,830 千円
			90,830
2 繰 入 金	1 繰 越 金		22,966
			22,966
3 諸 収 入	1 雑 入		32
		合 計	113,828

歳 出	款	項	金額
1 県立学校農業実習費	1、県立学校農業実習費		105,054 千円
			105,054
2 子 備 費	1 子 備 費		8,774
			8,774
計			113,828

歳 出 合 計	113,828
---------	---------

平成11年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成11年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ290,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		8,000
	1 国 庫 委 託 金	8,000
2 財 産 収 入		5,042
	1 財 産 売 払 収 入	5,042
3 繰 入 金		274,460
	1 一 般 会 計 繰 入 金	274,460
4 諸 収 入		3,158
	1 雑 収 入	3,158
歳 入 合 計		290,660

歳 出 款	項	金額
1 県立学校水産実習船実習費		290,660
	1 県立学校水産実習船実習費	290,660
歳 出 合 計		290,660

平成11年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成11年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 163,411,000kWh
- (2) 袋川発電所調査費 14,655千円
- (3) 若桜発電所調査費 5,258千円
- (4) 河原発電所調査費 5,977千円
- (5) 新規地点調査費 5,556千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 電気事業収益	2,386,386千円
第1項 営業収益	2,381,889千円
第2項 営業外収益	4,497千円
第1款 電気事業費	2,298,561千円
第1項 営業費用	1,646,119千円
第2項 営業外費用	652,442千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額645,259千円は過年度分損益勘定留保資金640,748千円及び当年度分消費税資本的収支調整額4,511千円で補てんするものとする。)

支	出
第1款 資本的支出	645,259千円
第1項 建設改良費	95,416千円
第2項 企業償還金	549,843千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、230,731千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 541,075千円

(2) 交際費 819千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成11年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成11年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 25,900,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金50,000千円を借り入れる。

収	入
第1款 工業用水道事業収益	810,399千円
第1項 営業収益	551,245千円
第2項 営業外収益	209,154千円
第3項 他会計からの長期借入金	50,000千円
支	出
第1款 工業用水道事業費	707,271千円
第1項 営業費用	533,182千円
第2項 営業外費用	174,089千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,739千円は当年度分消費税資本的収支調整額44,739千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	2,601,270千円
第1項 企業債	1,725,000千円
第2項 出資金	1,900千円
第3項 建設助成金	832,000千円
第4項 建設収入	10千円
第5項 他会計からの工事負担金	42,360千円
支	出
第1款 資本的支出	2,646,009千円

第1項 建設改良費 2,613,600千円
 第2項 企業債償還金 32,409千円
 (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	1,725,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,148,017千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 160,115千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成11年度鳥取県管理埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成11年度鳥取県管理埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 3.3ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 917,794千円
 第1項 営業収入 912,207千円
 第2項 営業外収益 587千円
 第3項 一般会計からの長期借入金 5,000千円

支 出

第1款 埋立事業費 1,011,974千円
 第1項 営業費用 1,011,964千円
 第2項 営業外費用 10千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額120,573千円は過年度分損益勘定留保資金120,573千円で補てんするものとする。)

支 出
 第1款 資本的支出 120,573千円
 第1項 建設改良費 120,573千円
 (一時借入金)

第5条 一時借入金 の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 22,745千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成11年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成11年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	748床
(2) 年間入院患者数	248,880人
(3) 年間外来患者数	430,904人
(4) 一日平均入院患者数	680人
(5) 一日平均外来患者数	1,766人
(6) 主要な建設改良事業	医療機器備品 334,824千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 15,063,735千円

第1項 医業収益 12,915,143千円

第2項 医業外収益 2,146,877千円

第3項 特別収益 1,715千円

支 出

第1款 病院事業費用 15,688,249千円

第1項 医業費用 15,232,878千円

第2項 医業外費用 442,876千円

第3項 特別損失 12,495千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額153,955千円は過年度分損益勘定留保資金153,955千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 2,607,779千円

第1項 出 資 金 816,233千円

第2項 他会計からの借入金 1,471,722千円

第3項 企 業 債 317,000千円

第4項 補 助 金 2,824千円

支 出

第1款 資本的支出 2,761,734千円

第1項 建設改良費 358,054千円

第2項 企業債償還金 810,943千円

第3項 他会計からの借入金償還金 1,592,737千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	317,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,056,730千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 401,891千円

(2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 65,373千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,667,366千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	種類	名称	数量
	医療機器備品	X線テレビ装置	一式